第30回町田市農業委員会総会議事録

(2021年8月25日)

議 長 ただ今から、第30回 町田市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日につきましては、国から発出された緊急事態宣言に伴い、議決権を有する委員の過半数の出席による、少人数の開催といたします。

本日の署名委員は4番・横田委員、5番・土方委員を指名いた します。

それでは議案の審議に入ります。

日程第1、議案第67号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」別紙により上程します。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (2件の従事者証明の申出者、申出の生産緑地、申出の理由について説明)

議 長 暫時、休憩いたします。

(休憩)

再開いたします。

2件の従事者証明について上程されておりますが、本日は少人 数開催により担当委員が不在のため、事務局より地区担当委員の 報告内容を説明いたします。

事務局(2件の申請者、申請の農地等について詳細を説明)

議 長 ありがとうございました。議案の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにしま す。

これより採決に入ります。本議案のとおり証明することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり証明することに決 します。

続いて日程第2、議案第68号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (1件の申請者、申請の農地、申請理由について説明)

議 長 暫時、休憩いたします。

(休憩)

再開します。議案の説明は終わりました。ご確認いただいた委員から報告をお願いします。

中 嶋 委 員 (借人の耕作状況等報告)

吉川委員 (農地の現況報告)

議 長 生産緑地対策委員会が書面開催されましたので、委員長から報告をお願いします。

玉 方 委 員 今回、第3回生産緑地対策委員会の開催を予定しておりましたが、コロナウィルスの関係から書面開催において、各委員の皆さまにご意見を伺いました。その中で、今回特段のご意見等が無く、問題ないと判断させていただきましたのでその旨をご報告させていただきます。

議 長 これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにしま す。

これより採決に入ります。本議案のとおり事業計画を決定することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり許可することに決 します。

続いて日程第3、議案第69号「農地法第18条の規定による 許可申請について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (1件の賃貸借契約の内容、申し入れ理由等について説明)

議 長 事務局担当者より農地法第18条1項許可申請の流れ、許可 の要件などについて概要説明をいたさせます。

事 務 局 (農地法第18条1項許可の流れ、許可の要件について詳細を説明)

議 長 暫時、休憩いたします。

(休憩)

再開いたします。議案の説明は終わりました。農地の現況について、ご確認いただいた委員から報告をお願いします。

尾作委員 8/18に確認した農地の状況は、きれいに耕されているものの、作付けは見受けられませんでした。同日行った賃借人への事情聴取で聞き取ったところ、土地の返還の申入れがあり、和解の仲介などが行われたことから、このまま耕作しいてよいのかわからなくなり、一時的に不耕作の期間があったが、農業委員会事務局に「今は耕作していて問題ない」と確認がとれたため、9月からは作付けできるよう準備しており、適正に管理されていると認められる状況でした。

なお、収穫物は自家消費かご近所におすそ分けするなどしており、販売や出荷はしていないとのことでした。

議 長 ありがとうございました。続いて、和解の仲介で話し合われた 経過がございますので、仲介主任を務めた土方委員からご意見を お願いします。

土 方 委 員 まず、和解の仲介の経過ですが、申立人である賃貸人の主張は本件と同様でありました。これに対し賃借人は、農地を返還すること自体はやぶさかではないが、相当の補償を求めるとの主張であり、金銭面における補償の金額が主な争点となりました。

ある程度の歩み寄りはみられましたが、金額的な開きがあるまま、双方ともに、これ以上の歩み寄りはできないとの意思表示があり、今後話合いを続けても合意に至る見込みがないものと認められたため、最終的には和解の仲介を打ち切り、和解不成立で終了しています。

このような経過があることから、賃貸人は「離作料は不要と思慮する」との申立てをしているとのことですが、農地の返還によって賃借人に生じる影響を考慮して、「適正な離作料の支払い」を条件とすることを提案させていただきたいと思います。

議 長 ありがとうございました。ただいま「適正な離作料の支払い」を 条件としてはどうかとの提案がありました。この点について、「条 件を付けるべきではない」または「もっと違う条件をづけるべき だ」など、ご意見はございませんか。

暫時、休憩いたします。

(休憩)

再開いたします。

条件を付けることについて、特に意見はないようですので、これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案について、審議の通り、「適正

な離作料の支払い」を条件として付けた、条件付き許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(拳手全員)

挙手全員であります。よって本議案については、「適正な離作料の支払い」を条件として付けた、条件付き許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに決します。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項および報告事項について、事務局課長に一括報告いたさせます。

事務局課長

議

長

専決事項(農地法4条6件、5条21件、納税猶予に関する適格者証明書1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書3件) 暫時、休憩いたします。

(休憩)

再開いたします。報告は終わりました。何かご質問はありませんか。何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたします。